

岐阜県公報

第二千七百三十二号
平成二十八年三月十八日

(金曜日)

目次

規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則

(人事課) 一七〇ページ

告示

知事指定薬物の指定の失効

牛の結核病の検査の実施

牛のブルセラ病の検査の実施

牛のヨーネ病の検査の実施

死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施

馬伝染性貧血の検査の実施

豚のオースキー病の検査の実施

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施

蜜蜂の腐蛆病モの検査の実施

道路の区域変更

道路の供用開始

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

御嵩都市計画下水道事業の変更認可

御嵩都市計画下水道事業の変更認可

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の終了

公共測量の終了

岐阜都市計画の図書の縦覧

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(商業・金融課) 一七八

(同) 一七八

(用地課) 一七九

(同) 一七九

(都市政策課) 一八〇

(同) 一八〇

(運輸免許課) 一八〇

(同) 一八〇

(同) 一八〇

(同) 一八〇

(同) 一八〇

規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)第一条第二項に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての同項の特定事業主行動計画を策定するものとする。

岐阜県知事	知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーを含む。)の職員
岐阜県議会議長	議会の事務部局の職員
岐阜県選挙管理委員会	選挙管理委員会の事務部局の職員
岐阜県代表監査委員	監査委員の事務部局の職員
岐阜県人事委員会	人事委員会の事務部局の職員

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百六十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失つので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 二 (ビス(四 フルオロフェニル)メチル)スルフィニル)アセトアミド及びその塩類(通称Bisfluoromodafinil)
- 2 二 (四 フルオロフェニル) 三 メチルモルフォリン及びその塩類(通称四 FPM)
- 3 Mitragyna speciosa及びその近縁植物(ただし、Mitragynine又は七a Hydroxy 七H mitragynineを含有するものに限る。)(通称Kratom)
- 4 (E) メチルニ(ニS・ニS・十二bS) 三 エチル 八 メトキシ一・ニ・三・四・六・七・十二・十二b オクタヒドロインドロ「ニ・三a」キノリジン ニイル 三 メトキシアクリレート及びその塩類(通称Mitragynine)
- 5 (E) メチルニ(ニS・ニS・七aS・十二bS) 三 エチル 七a ヒドロキシ 八 メトキシ 一・ニ・三・四・六・七・七a・十二b オクタヒドロインドロ「ニ・三a」キノリジン ニイル 三 メトキシアクリレート及びその塩類(通称七a Hydroxy 七H mitragynine)
- 6 N (ニフェニルプロパン ニイル) 一 「テトラヒドロニHピラニ 四 イル)メチル」一H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称CUMYLTHPINACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日
平成二十八年三月十九日

岐阜県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛の結核病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
<ul style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛 	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

- 三 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
<ul style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年内に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛 	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

- 三 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛のヨーネ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

<p>実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛</p>	<p>実施する区域</p> <p>岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡</p>
---	--

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するコトネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生子察のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する競走馬のうち過去五年以内に検査を受けていない馬

2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百四十八号	多治見市若松町四丁目一 番二地先から 同市光ヶ丘二丁目三 番一地先まで	前 一七・九 四・五	後 三三・一 五・〇	二五九・〇 二五九・〇	

岐阜県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町上佐見字宮ノ牧二四二番一 地先から 同郡同町同字南 方三六二番地先 まで 加茂郡白川町上 佐見字宮ノ牧一 四〇七番一 地先から 同郡同町同字南 方三八三番二 地先まで 加茂郡白川町上 佐見字宮ノ牧二 四二番一 地先から 同郡同町同字南 方三六二番地先 まで	前 A 一〇〇 三三・一	後 B 一〇二 三三・七 C 七二 一六・七	一、五〇〇・〇 一、五〇〇・〇 一、五〇〇・〇	A、B、C 及び関係 図面に 表示す る敷地 の区分 をいつ

一般 国道 二百五十 六号	郡上市和良町方須字深瀬上野 一〇〇二番一地从先から 同 市同 町同 字足原西山 一七五九番一地从先まで	九三六〇	平成 二六・三・二五	平成 二五・三・二六
------------------------	--	------	---------------	---------------

岐阜県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 二百五十 六号	下呂市金山町戸部字船野四三 五〇番三七〇地先から 同 市同 町同 字同 四三 五〇番一二二地先まで	三三六七	平成 二六・三・一八	平成 二五・三・一九
------------------------	--	------	---------------	---------------

岐阜県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 河合線 多治見線	土岐市泉町久尻字金屋前五七 七番一五地先から 同 市同町同 字西本町七番 四地先まで	二四・〇	平成 二六・三・一八	平成 二五・二・一六
-------------------	---	------	---------------	---------------

岐阜県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 和良線 佐良線	郡上市和良町土京字ニコボキ 一六九四番六地先から 同 市同 町同 字同 一六八二番四地先まで	二五・〇	平成 二六・三・一八	平成 二五・二・一三
------------------	---	------	---------------	---------------

岐阜県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字島洞七 三七番二地先から 同郡同町同字同七 二九番三地先まで	二六〇〇	平成 二六・三・一六	平成 二七・二・一〇

岐阜県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
坂祝町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 坂祝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月二十三日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

川辺町

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 川辺町公共下水道

三 事業施行期間

平成三十三年十二月十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、御嵩都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 施行者の名称 御嵩町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 御嵩都市計画下水道事業 御嵩町公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成二十八年十二月十八日から 平成三十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。</p>	<p>公 示</p>	<p>大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その届出書等は平成二十八年三月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十八年三月十八日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 届出年月日 平成二十八年三月七日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホルディングス</p> <p>三 建物の名称及び所在地 V・drug高山中央店</p>
<p>高山市岡本町三丁目六番一〇 外</p> <p>四 大規模小売店舗の新設日 平成二十八年十一月八日</p> <p>五 店舗面積 一、四五九平方メートル</p> <p>六 駐車場の収容台数 一一台</p> <p>七 荷さばき施設の面積 一一七平方メートル</p>	<p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。</p> <p>なお、その意見書は平成二十八年三月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月十八日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 （仮称）スーパーセンターオークワ瑞浪稲津店 瑞浪市稲津町小里一二七五 外</p> <p>二 意見の概要 瑞浪市長の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗から発生する廃棄物の臭気等による周辺住民の生活環境への影響がないよう適切な処理に努めること。 ・ 店舗出入口の一部は稲津中学校の通学路であり、大規模なセール等の開催により通学時間帯（七時～八時頃）に出入口付近に入庫待ちの車列等ができる場合、誘導員の適切な配置などの配慮をすること。 <p>（届出事項 新設）</p>

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十七年五月七日から
同 二十八年二月二十九日まで

四 作業地域

下呂市

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基本重力測量）

三 作業期間

平成二十七年六月十五日から
同 二十八年二月二十九日まで

四 作業地域

高山市

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基本重力測量）

三 作業期間

平成二十八年二月十五日から
同 年同月二十九日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）
三 作業期間

平成二十七年十二月二十日から
同二十八年三月一日まで
四 作業地域
岐阜市

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 岐阜都市計画第一種市街地再開発事業
- 高島屋南地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 高島屋南地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自^{けん}二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）以下「法」という。（第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）（第一条の規定により公示する。）

平成二十八年三月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 石井 成一

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期	日	場所
-------	---	---	----

大型自動車免許に係る 技能検定員審査(大型)	平成二十八年九月二十六日 同 年十月五日 同 年十一月二十一日	岐阜市三田洞東一丁目 二二番八号 岐阜県警察本部交通部 運転免許課自動車運転 免許試験場
中型自動車免許に係る 技能検定員審査(中型)	平成二十八年九月十四日 同 月二十一日 同 月二十九日 同 年十月十三日 同 年十一月十六日 同 月二十八日	
普通自動車免許に係る 技能検定員審査(普通)	平成二十八年六月二十八日及 び同月二十九日 同 年七月二十二日	
大型特殊自動車免許に 係る技能検定員審査 (大特)	平成二十八年九月十五日 同 年十月三日 同 年十一月十七日	
普通自動車二輪車免許に 係る技能検定員審査 (普自二)	平成二十八年九月二十日 同 月二十七日 同 年十月四日 同 月十一日 同 年十一月十五日 同 月二十二日 同 月二十九日	
牽引免許に係る技能検 定員審査(牽引)	平成二十八年九月二十八日 同 年十月十二日 同 年十一月二十四日	
大型自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 (大型二種)	平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十二月一日 同 月十五日	

<p>二 技能検定員審査の申請手続に関する事項</p> <p>1 申請に必要な書類</p> <p>ア 審査申請書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 運転記録証明書</p> <p>エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し</p> <p>オ 第二種免許に係る審査については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる審査の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める規則第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証の写し</p> <p>(ア) 大型二種 技能検定員資格者証(大型)</p> <p>(イ) 中型二種 技能検定員資格者証(中型)</p> <p>(ウ) 普通二種 技能検定員資格者証(普通)</p> <p>カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面</p> <p>2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)</p> <p>三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項</p> <p>1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等</p>	<table border="1"> <tr> <td>中型自動車第一種免許 に係る技能検定員審査 (中型一種)</td> <td>平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十一月一日 同 月十五日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 (普通二種)</td> <td>平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十二月一日 同 月十五日</td> <td></td> </tr> </table>	中型自動車第一種免許 に係る技能検定員審査 (中型一種)	平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十一月一日 同 月十五日		普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 (普通二種)	平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十二月一日 同 月十五日	
中型自動車第一種免許 に係る技能検定員審査 (中型一種)	平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十一月一日 同 月十五日						
普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 (普通二種)	平成二十八年五月二日 同 月二十四日 同 年十二月一日 同 月十五日						
<table border="1"> <tr> <td>審査項目</td> <td>審査細目</td> <td>審査方法等</td> </tr> <tr> <td>技能検定 に関する</td> <td>技能検定員として必要 な自動車の運転技能</td> <td>技能試験(自動車の運転に必要な技能につい ての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方</td> </tr> </table>	審査項目	審査細目	審査方法等	技能検定 に関する	技能検定員として必要 な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能につい ての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方	
審査項目	審査細目	審査方法等					
技能検定 に関する	技能検定員として必要 な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能につい ての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方					

技能 技能検定 に関する 知識	自動車 の運転技能に 関する 観察及び採点の技 能	法に準じて行うものとし、その合格基準は、 九十パーセント以上の成績であること。
		実技試験により行うものとし、その合格基準 は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定 に関する 知識	法第百八条の二十八第 四項に規定する教則の 内容となつてゐる事項 自動車教習所に関する 法令についての知識 技能検定の実施に関す る知識 自動車の運転技能の評 価方法に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試 験により行うものとし、その合格基準は、論 文式のものにあつては八十五パーセント以上、 その他のものにあつては九十五パーセント以 上の成績であること。
		面接試験又は論文式の筆記試験により行うも のとし、その合格基準は、それぞれ九十五パー セント以上の成績であること。

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る
技能検定員審査の審査方法等

<p>一 教習指導員審査の種類、期日及び場所</p> <table border="1"> <tr> <th>審査の種類</th> <th>期日</th> <th>場所</th> </tr> <tr> <td>大型自動車免許に係る 教習指導員審査(大型)</td> <td>平成二十八年五月十六日 同 月二十五日</td> <td>岐阜市三田洞東一丁目二 番八号</td> </tr> <tr> <td>中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)</td> <td>同 年六月二日 同 年七月七日</td> <td>岐阜県警察本部交通部運 転免許課自動車運転免許 試験場</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>平成二十八年五月十二日 同 月十九日</td> <td></td> </tr> </table>	審査の種類	期日	場所	大型自動車免許に係る 教習指導員審査(大型)	平成二十八年五月十六日 同 月二十五日	岐阜市三田洞東一丁目二 番八号	中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)	同 年六月二日 同 年七月七日	岐阜県警察本部交通部運 転免許課自動車運転免許 試験場	同	平成二十八年五月十二日 同 月十九日		<p>道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普自^{けん}・牽引^{けん}・ 大型二種・中型二種・普通二種)の実施</p> <p>道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の三第四 項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(第十条第二項において準 用する規則第一条の規定により公示する。</p> <p>平成二十八年三月十八日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 石 井 成 一</p>	<p>の業務の適正化に関する 法律(平成十三年法 律第五十七号)第二 条第一項に規定する自 動車の運転技能の評 価方法に関する知識 自動車 の運転技能の評 価方法に関する知識</p> <p>論文式の筆記試験により行うものとし、その 合格基準は、九十五パーセント以上の成績で あること。</p>
審査の種類	期日	場所												
大型自動車免許に係る 教習指導員審査(大型)	平成二十八年五月十六日 同 月二十五日	岐阜市三田洞東一丁目二 番八号												
中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)	同 年六月二日 同 年七月七日	岐阜県警察本部交通部運 転免許課自動車運転免許 試験場												
同	平成二十八年五月十二日 同 月十九日													

<p>技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能</p> <p>学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p>	<p>実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。</p>
<p>教習に関する知識</p> <p>法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> <p>面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。</p>

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等

<p>審査項目</p> <p>審査細目</p> <p>教習に関する技能</p> <p>教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>技能教習に必要な教習の技能</p>	<p>審査方法等</p> <p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</p> <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。</p> <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、</p>
---	--

<p>る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p>
---	---------------------------------------

平成二十八年三月十八日発行

発行者 岐阜県庁
 発行所 岐阜県庁
 岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
 岐阜文芸社